

21世紀における戦略的・効果的・包括的な国際環境協力のために 国際環境協力戦略検討会

平成16年10月

平成4年5月に「国際環境協力のあり方」が答申されてから12年が経過し、その間に国際環境協力をめぐる国内外の状況は大きく変化したことを踏まえ、今後、我が国が進めるべき国際環境協力の「理念と目標」、「基本方針」、「今後の取り組みの方向」について検討した結果の要約である。

1. 国際環境協力の理念及び基本方針

1-1 国際環境協力の推進のための理念と目標

有限の地球環境を保全していくことは、人類共通の課題であり、国際社会が持続可能な開発を目指していく中で、我が国としてまず自らその課題に積極的に取り組みつつ、「地球環境の保全と持続可能な開発のためのパートナーシップの構築」を基本理念として国際環境協力を推進することが必要である。

この理念の実現のため、およそ10年後に達成しているべき目標として、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善：特に東アジアを中心として」を掲げる。

最終的に東アジアが目指すべきは、関係国が地球環境の保全と持続可能な開発についての共通の目標を掲げ、その目標達成に向けて各国がそれぞれの役割を果たしていくような、東アジア環境共同体であり、我が国は、それを目指して戦略的な国際環境協力を進めていくべきである。

I-2 国際環境協力の基本方針

東アジアにおける環境管理システムの改善に向けた国際環境協力を進めるに当たり、以下を基本方針とすべきである。

- ・ 関係諸国と対等の立場でパートナーシップに基づく協力関係を築くこと

- ・政府、地方公共団体、企業、NGO など様々な主体による連携により取組みを進めること
- ・これまで以上に、人材の育成・活用、情報や資金、国民各層の参加機会など幅広い協力に必要な国内体制の整備を重視すること
- ・持続可能な開発に関する計画等における重点分野を踏まえ、「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地劣化と生物多様性」、「都市環境」、「教育及びキャパシティ・ビルディング」を重点的に取組むべき分野とすること

II. 今後の国際環境協力の取組みの方向

今後は、個別的なアプローチではなく、地域の環境管理システムの改善を目標として、地域の枠組みづくり及び具体的な環境管理プログラムづくりを進め、関係国と協力してそれらを実施していくべきである。また、このような取組みを推進するため、情報や人材基盤の整備、資金確保等の国内基盤を強化するとともに、国際環境協力の実行力を高めるための組織を強化する必要がある。

II-1 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与

地球環境保全に関する世界的な枠組みづくりに対し、我が国は積極的に関与していくべきである。

- ・重点分野に係る世界的な枠組みづくり
- ・気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり
- ・環境技術の移転に関する世界的な枠組みづくり
- ・貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり

また、地域の環境管理システムの改善に向けて、我が国は、特に、東アジア環境共同体構築に向けた枠組みづくりによりイニシアティブをとるべきである。将来的には、地域の環境協力協定の締結や共通の環境管理組織の設置を目標とすべきであるが、当面は、次のような取組みを進めるべきである。

- ・日本 ASEAN 東京宣言を踏まえて進展中の東アジア共同体の設立準備プロセスにおける環境分野の枠組みづくり

- ・ 第1のステップとして、日中韓三カ国環境大臣会合などの発展による北東アジアの環境協力の枠組みづくり
- ・ 公平な市場確保のための環境に関する共通ルールの検討・協議（経済活動の緊密化への対応）
- ・ 地域フォーラム等を通じた、3Rの推進や北半球の大気環境管理の枠組みづくりなどを目指す分野別の政策対話

II-2 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進

我が国は、地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムを関係各国と協働の下で作成し、総合的かつ戦略的な取組みを進めるべきである。

(1) 地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施

我が国は、アジア太平洋、北東アジア、拡大メコン地域における、環境保全のための包括的な共通計画等の作成に積極的に関与すべきである。また、将来の東アジアにおける包括的な環境管理計画の策定に向けて、当面は、分野別に共通の計画を作成・実施していく必要がある。

(2) 環境管理の点検・評価の仕組みづくり

環境モニタリングを適切に実施し、その結果に基づいて対策を見直していく仕組みを地域の各国が構築・強化することが重要である。さらに、地域の環境プログラムの実施状況を関係国相互による政策レビューなどを通じて点検・評価する仕組みを構築していくべきである。

(3) 共同研究や研究ネットワークのより一層の推進

アジア太平洋地域の環境に関わる国際共同研究の促進、研究成果の政策立案へのフィードバック、研究者の研究支援と交流の拡大を図るべきである。

(4) 効果的な情報ネットワーク等の整備

黄砂等に関する系統的モニタリング体制の検討・整備を早急に進めるとともに、現在実施されている酸性雨など特定分野のモニタリングの拡充や連携強化を図るべきである。また、既存の情報ネットワーク間の調整を図りつつ、環境情報・データの整備を進める必要がある。

(5) 開発途上国の環境管理能力の向上・環境教育プログラムの開発と実施

開発途上国の政府、地方公共団体、企業、コミュニティの環境管理能力の強化

に向けて、環境管理能力や環境教育のための行動計画の作成やプログラムの開発、実施を進めていくべきである。また、我が国の地方公共団体、NGO/NPO、企業による取組みも期待される場所である。

(6) 我が国 ODA の効果的な活用及び紛争後の復興時における環境協力

従来からの機材供与・インフラ整備といった協力に加え、政策支援型の環境協力を推進するなど、ODA の効果的な活用を図るべきである。その他、紛争後の復興時における環境協力を積極的に取り組むとともに、紛争の再発防止に向けた協力を重視していく必要がある。

II-3 国際環境協力の実施体制の強化

II-3-1 国内基盤の強化

我が国が枠組みづくりや環境管理プログラムの推進においてイニシアティブをとるために、以下のような取組みを行い、国内基盤を強化する必要がある。

- ・ 国際環境協力従事者や国民に対する適切な情報の提供
- ・ アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりに関わる人材、開発途上国の現地で活躍する環境専門家、地球環境分野の研究者の育成・活用
- ・ 新たな国際環境協力推進のための資金の確保・効果的活用

II-3-2 体制の強化

アジア太平洋地域一東アジア地域の環境管理システムの改善に積極的に関与するため、これら地域との関係の深い国際機関に人材を派遣していくべきである。また、地球環境保全や ODA に関係する政府・関係機関の連携・調整のための仕組みを作るとともに、環境省における国際環境協力実施体制を強化する必要がある。その他、地方公共団体、NGO/NPO、企業についても、それぞれの国際環境協力推進体制の強化を図ることが重要である。

資料：「今後の国際環境協力の取組みの方向」（一覧）

1. 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与	
(1)地球環境の保全に関する世界的な枠組みづくりへの我が国の積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> ○重点分野に係る世界的な枠組みづくり ○気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり ○環境技術の移転に関する世界的な枠組みづくり ○貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり
(2)東アジア環境共同体の構築に向けた我が国のイニシアティブ	<ul style="list-style-type: none"> ○東アジアにおける環境協力協定の締結 ○アジア太平洋地域における環境管理システム改善のための枠組みづくり（公平な市場確保のための環境に関する共通ルールの検討・協議、分野ごとの政策対話の推進）
2. 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進	
(1)地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・準地域における包括的な共通計画の作成 ○東アジア地域環境管理計画の作成に向けた分野別共通計画の作成等
(2)環境管理の点検・評価の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○環境モニタリングの適切な実施と政策との連携 ○関係国による計画の実施の相互点検・評価のメカニズムの構築
(3)共同研究や研究ネットワークのより一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○アジア太平洋地域の環境に係る共同研究の促進、政策立案との連携、研究者の研究支援と交流の拡大
(4)効果的な情報ネットワーク等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○新規モニタリング・ネットワークの整備 ○既存モニタリング・ネットワークの拡充と連携強化 ○環境情報・データの整備
(5)開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	<ul style="list-style-type: none"> ○環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立 ○環境管理能力向上における地方公共団体・NGO/NPO・企業による協力の推進
(6)我が国 ODA の効果的な活用及び紛争後の復興時における環境協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ODA の活用による政策支援型及び対処能力向上に係る協力の推進 ○環境管理システム改善に資する国別援助計画の作成 ○他分野を統合した環境 ODA 案件の形成、準地域レベルの環境 ODA の枠組み整備 ○ODA における環境配慮の徹底 ○紛争後の復興時及び紛争予防のための環境協力

3. 国際環境協力実施体制の強化	
3-1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化	
(1)環境協力に有効な情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報の整備（英語等での発信力の強化） ○国民の国際環境協力への支持と参加促進に役立つ情報の整備
(2)新たな国際環境協力の不可欠な人的基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材育成と活用 ○開発途上国での環境協力プロジェクトに従事する人材の育成 ○研究者の育成 ○人材活用のしくみの整備
(3)新たな国際環境協力の推進のための資金の確保・効果的活用	<ul style="list-style-type: none"> ○国の関連予算・各種基金の充実 ○NGO/NPO・企業が国際機関の有する資金を活用するための支援の実施 ○様々な主体による環境協力を支援する資金の強化
3-2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化	
(1)国際機関への人材の戦略的な派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な国際機関への環境関連の人材の派遣及び就業機会の強化 ○国際機関の邦人職員の支援
(2)効果的かつ包括的 環境協力のための関係機関の連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> ○政府レベルの関係機関の連携・調整機関の設置 ○国際環境協力のための政府機関・地方公共団体・NGO/NPOの対話の場の設置
(3)環境省等の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○国際環境協力に係る取組み全体を統括する体制の強化 ○関係機関との連携の強化等
(4)地方公共団体・企業・NGO/NPOの協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化の支援 ○NGO/NPO活動の強化のための戦略的な支援 ○企業における環境協力推進体制の強化
(5)我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○研修員のスクリーニングとフォローアップ、研修内容の充実、研修受入機関の強化 ○開発途上国での国際環境協力サポート体制の強化